

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B建設工事企業が元請として施工するC所在の平成〇年度D工事において、作業員として従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、熊手を用いて枯葉や土を集める作業に従事中、右手中指を強打したという。請求人は、同月〇日、E整形外科を受診し、「右中指バネ指、右中指伸筋腱中央索損傷」と診断され、同月〇日、F病院に転医し、「右中指狭窄性腱鞘炎、右中指伸筋腱損傷」（以下「原傷病」という。）と診断され療養を継続していたが、同年〇月〇日をもって治癒（以下「1回目治癒」という。）となり、残存する障害について、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、右中指の痛みが徐々に増し、動きが悪くなったとして、平成〇年〇月〇日、G病院を受診し、「右中指屈曲障害、右中指屈筋腱損傷術後」（以下「旧傷病」という。）と診断されたところ、監督署長は、旧傷病は原傷病が再発したものと認め、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（以下「2回目治癒」という。）となり、残存する障害について、監督署長は、障害等級第12級に該当するものと認め、1回目治癒における障害等級第14級との差額に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

今般、請求人は、平成〇年〇月ころから痛みが増してきたとして、同年〇月〇

日、G病院を受診し、「右腱断裂、右中指腱鞘炎、末梢神経障害性疼痛」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は原傷病が再発したものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日からHクリニックに通院し、月1回の診察及び週2、3回のマッサージを受けている旨述べ、同クリニックの医師は快復の見込みがあるとしている旨主張している。

(2) しかしながら、本件処分は、あくまで同年〇月〇日に請求人がG病院を受診した療養補償給付の請求にかかるものであって、I医師は、2回目治癒時と比較して症状は「特に変わらない」と、また、療養の内容も「経過観察」とそれぞれ述べており、請求人も、G病院を受診したのは同日のみであって、鎮痛剤を処方されたのみと述べていることからすれば、同日のG病院での療養時点において、本件傷病は、2回目治癒時の症状に比較して増悪していると認めるこ

とはできず、また、治療効果が期待できるものとも認めることはできない。

(3) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病は、原傷病の再発と認めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。